



競輪補助事業概要のお知らせ

この度、2022年度のJKA競輪公益資金の補助を受けて、下記のとおり事業を実施いたしました。

記

- 1 補助事業名 2022年度地域社会及び消費者の安全・安心に資する活動補助事業
- 2 補助事業者名 公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会
- 3 実施場所 27都道府県
- 4 補助事業の概要

(1) 事業の目的

少年の立ち直り支援を効果的に推進するためには、それにふさわしい場のあることが望ましい。農作物の栽培、収穫等の農業体験には、ひとつの物事に継続して取り組むことによる忍耐力の涵養やこれらの体験を通じた将来の就労に向けた意欲の向上にとどまらず、情操面における教育効果も期待でき、立ち直り支援の場としてふさわしいと考えられる。さらに、農作業活動においては、その期間中には、農作業面だけでなく、人生経験豊かな少年警察ボランティアが話し相手となり、生活面での指導等も行われるなど、少年の立ち直りには大きな効果が期待できる。このため、当協会では、全国の少年警察ボランティアと協力し、青少年の健やかな成長を育む活動として、実施しているものである。

(2) 実施内容 (<https://www.zensyokyo.or.jp>)

① 五感で感じる農業体験

愛媛県少年警察ボランティア協会では、令和4年4月から令和5年1月にかけて、八幡浜市地区の農地「ゆめいろガーデン」において、児童養護施設に入所中の少年等20名、少年警察ボランティア、児童養護施設職員、警察職員等36名の計56名が参加して、「児童養護施設入所児童の居場所づくり」を実施しました。



4月16日の第1回の作業から始まり、たまねぎ、スナップエンドウ、春菊、にんにく、ミニトマト、なすび、オクラ、かぼちゃ、じゃがいも、キュウリ、キャベツ、白菜、ブロッコリー等、最後は令和5年1月の第9回のじゃがいも、大根、ほうれんそう等を収穫して終了しました。 コロナ禍のため、収穫した野菜は調理体験活動や収穫した野菜を他機関に寄付することは控えて施設の給食で活用し、活動時に少年らと参加者で互いの料理を紹介しあいました。

当協会では、令和元年度より児童養護施設と協働して、非行、虐待被害少年等様々

な環境で問題を抱える少年たちに手を差し伸べ、農業体験活動を通じて立ち直り支援活動を行っています。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響やイノシシ被害の波乱もありましたが、様々な野菜や花を育て、少年らが五感で感じる農業体験を継続することができました。

② 農業体験ができる楽しみ

沖縄県少年補導員会連絡協議会は、令和4年6月から12月にかけて、糸満市西川町のわくわくふれあい農園「いと・けい」で、支援少年ら8名、糸満地区少年補導員10名、大学生少年サポーター等3名、警察関係者13名の総勢34名が参加して「農業体験わくわくふれあい農園（いと・けい）での支援活動」を実施しました。



活動は12回にわたって実施され、6月に冬瓜、キュウリ、葉野菜、シソの4種類の野菜を、8月にはナス、葉野菜、パパイヤを植え、10月には育った野菜等を収穫しました。また、パッションフルーツも約160個の実がなっており、収穫した野菜等を使い料理教室を実施したり、パッションフルーツを地域老人会などにお裾分けをして交流を図りました。

はじめて参加した子どもから、最初は嫌々参加していたが、成長した作物を自分たちで収穫・料理してみんなに食べてもらったら「ありがとう。おいしいよ。」と声をかけてもらい恥ずかしかったけど、とても嬉しかった等の感想が寄せられ、コロナ禍の中、思い出に残る農業体験となりました。

③ 地域との絆を実感する居場所づくり

香川県少年警察補導員連絡協議会は、令和4年6月から12月にかけて、綾歌郡綾川町の少年警察ボランティア所有の畑地において、少年及び保護者延べ23名、少年警察ボランティア等延べ27名、警察関係者延べ29名が参加して、地域のボランティアや他の親子等と協力して、農作物（季節の野菜）を育て収穫することを通して、社会の一員としての自覚や地域との絆を実感する居場所づくりを目的とした「農業体験活動」を実施しました。



畑には、「にこにこ畑」と命名し、活動は7回にわたり実施され、6月には畑に肥料を撒き、なす、トマト、ゴーヤ等の夏野菜の種を植え付け、7月、8月には野菜の収穫体験、9月には食育体験、10月に野菜でお菓子作り体験、11月は家庭菜園の勉強会、12月には指導に当たった講師に対し感謝を込めてクリスマスツリーを贈呈し活動を終わりました。

活動を共にした保護者からは、「大変貴重な体験をすることが出来ました。子どもと一緒に作業をすることができたことが良かった。」などの感想が寄せられ、親子と協力し地域との絆を実感することができました。

2 予想される事業実施効果

少年の再非行（再犯）の看過は、将来を担う少年を健全に育成するという精神に反するものであり、非行の反復は、非行の悪質化、さらには成人犯罪者も含め社会全体の治安の悪化につながることになる。

農業体験による立ち直り支援活動によって、支援対象少年がひとりでも多く立ち直ることができれば、また、そのきっかけとなることができれば、少年の健全育成という国民の願いが叶い、犯罪発生の減少によって治安が安定し安全・安心な社会を実現することができる。

3 補助事業に係わる成果物

(1) 補助事業により作成したもの

該当なし。

(2) (1) 以外で当事業において作成したもの

該当なし。

4 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名： こうえきしゃだんほうじんぜんこくしょうねんけいさつほらんていあきょうかい 公益社団法人全国少年警察ボランティア協会

住 所： 〒102-0093

東京都千代田区平河町 1 丁目 8 番 2 号 山京半蔵門パレス303号

代 表 者： 役職名 りじちやう たなか のりまさ 理事長 田中 法昌

担 当 者 名： 役職名 ぎやうわかちやう えんどう いさお 業務課長 遠藤 功

電 話 番 号： 03-3239-4970

F A X： 03-3556-1133

U R L： <http://zensyokyo.or.jp>

連絡先mail： info@zensyokyo.or.jp